

○（副本部長（くらし安全防災局長））

それではただいまから第 47 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。まず初めに、本部長であります黒岩知事からご挨拶をお願いいたします。

○（本部長（知事））

おはようございます。

本県の新型コロナウイルスの感染状況、県民事業者の皆さんの基本的な感染防止対策の徹底のおかげで、落ち着いた状況が続いております。

こうした中、国は去る 19 日に基本的対処方針を変更し、飲食店に働きかけていた人数制限を緩和するほか、今後、感染状況が悪化した場合に備えて、ワクチン検査パッケージを導入すること、さらには、健康上の理由などで、ワクチン接種を受けられない方に、PCR 検査を無料で行う事業などを打ち出しました。

また、感染状況について、新規陽性者数などを指標とするこれまでのステージ判断から、医療提供体制を重視したレベル判断とされました。

本日はこの国の基本的対処方針の修正のポイントを共有したうえで、本県としての今後の対応についてしっかりと協議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。それでは早速議事に入ります。本日の議題は、国の対処方針の変更を踏まえた本県の対応についてということでもあります。

資料を順にご説明いたしますが、まず最初に、新型コロナウイルスにかかる現在の状況についてということで、木曜日までのデータを踏まえて資料が整理されておりますが、これに関しましては、今本部長からお話がありました通り、比較的落ち着いたということですので、特に説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次の資料になる前に本部長からお話がありました通り、先週金曜日 19 日に国の基本的対処方針が変更されました。

対処方針そのものについては、会議出席者の皆様には、お手元、別ファイルでクリップどめしてございます。また、スカイプ会議参加者の方につきましては別ファイルで、対処方針の本体が添えてございますけれども、非常に大部にわたりますので、これをコンパクトにまとめたもの、国がまとめたものが、次のパワポ資料、今後の県の取り組みについて、という資料の 12 ページ以降にございますので、これが国の対処方針の骨子であるということで、私の方から説明をさせていただきたいと存じます。12 ページをご覧ください。

基本的対処方針の見直しのポイント、国がまとめたものでは、今回全面改定をしたことから、より読みやすく理解しやすい記載に改めるということで、大きく①から③まで、三つのポイントでございます。

一つは取り組みの全体像を踏まえた内容に見直しを行ったこと、それから今日の本部会議のメ

インに関わってくるものが②と③ですが、新たなレベル分類の考え方というのが、分科会から提言された。これを踏まえまして、緊急事態宣言が発出される。その考え方を見直すというもので、具体的には、緊急事態宣言はレベル3相当で、まん延防止等重点措置はレベル3、またはレベル2相当で総合的に検討する。こういった考え方が本体に盛り込まれております。

また③ですが、ワクチン接種の進捗、また第三者認証制度、ワクチン検査パッケージ等を活用して、行動制限を緩和するというので、飲食、イベント、外出移動などの制限緩和を行っていくということ、出勤者数について、一律7割削減目標ということで働きかけて参りましたが、テレワークの活用等を推進していくことはもちろんでございますが、数字目標については見直すということが大きなポイントであります。

このうち、③に関わる飲食、イベント、外出移動の制限緩和につきまして、13、14、15ページにございますので、ここを説明させていただきます。

まず13ページをご覧ください。左方にあります通り、飲食に関してです。

本県は、今、まん延防止でも、緊急事態宣言でも、また感染拡大の傾向も見られないということでございますので、表側の下記以外の区域の一番上の部分になります。

これまで現状ですが、原則として、時短要請はしない、お酒の提供は可能。ただし、人数制限について、本県としては4人、または同居家族、さらには2時間という時間制限も独自のものとしてお願いをして参りました。これは今後、認証店、非認証店にかかわらず、時短要請なし、酒の提供は可、さらには、人数制限なしということで人数制限が緩和されるというものであります。

14ページをご覧ください。イベントについてであります。イベントにつきましても、本県は、その他というところに着目をしてご覧いただくようになります。特に大きく変わりますが、真ん中の網掛けの列、人数上限であります。

その他区域につきましては、5000人、または収容定員の半分のいずれか大きい方をお願いするというのでこれまでやって参りましたが、矢印の下、感染防止安全計画というものを作ってください。注1というのがありますが注1小さい字で恐縮ですが、5000人を超えるイベントについて、大声なしというのが前提になりますが、感染防止安全計画というのを作っていただければ、収容定員まで、要はフルに人を入れてOKですということになります。

また、その下にございます計画を策定しない場合は、今と同じ、すなわち、5000人または収容定員50%のいずれか大きい方ということが示されてございます。

15ページをご覧ください。外出移動に関する部分であります。下記以外の区域、本県のお立ちですが、県を跨ぐ移動について、これまで基本的な感染防止対策をしっかり徹底して欲しいと、この方針は今後も変わりませんということでございます。まん延防止、緊急事態になったときにどうなるかということにつきましては、後程ご覧いただければと存じます。

こうした国の考え方を踏まえて、恐れ入りますが、表紙、今後の県の取り組みについてに戻っていただきたいと思っております。

基本はこの国の考え方を踏襲したということで、1ページが総括的な紙になります。本日この後、本部会議として決定をされれば、今日から、この内容で県民、事業者呼びかけて参ります。基本的な防止対策をしっかり徹底して欲しいというもの、それからイベントにつきましては先ほどの国の通りにしたいと。このイベントにつきましては11月25日からということが国の方で示されておりますので、イベントの安全計画の作成・提出につきましては、25日からスタートということになります。

2ページをご覧ください。変更点のポイントだけお話いたします。県民の皆様に対して、4マル目、現在の4マル目のところで、1組4人以内または同居家族、2時間を目安というお願いをして参りましたが、この部分を削除させていただきました。もう右が同左というものが並んでおりますが、基本的な感染防止対策をしっかりとってくださいということになります。

3ページ、飲食店、大規模集客施設に対しましても、1組4人以内または同居家族、2時間を目安、これを削除させていただいて、残りましたものをご覧くださいと、基本的な感染防止対策をしっかりとってくださいという内容でございます。

4ページ、イベントに関しましては、11月25日から感染防止安全計画、これを作ってくださいということでございます。

4ページの一番下、本県独自の取り組みとして、今までは、年末年始、大きなイベントがあって、入場券を前売りをたくさんさしてしまうとですね、仮に、まん延防止、緊急事態になったときに、大規模な収容人員でイベントが行われてしまうということで、そういった場合も前売りについては、上限1万人でやってくださいということを働きかけて参りましたが、今後、安全計画を策定すれば、目一杯収容してもいいということになりますので、本県として取り組んできたこの部分については削除いたします。

5ページをご覧ください。事業者全般に対する働きかけ、これは継続でございます。県の機関における対応につきましても、これまで通り継続ということで、根底に流れるものは基本的な防止対策をしっかりとっていただきたいという内容でございます。

以上、今後の県の取り組みにつきまして、国の対処方針の変更を踏まえて、それに沿った対応をさせていただきたいという内容でございます。

続きまして8ページでございます。社会的要請とは別に、今後、社会経済活動の促進に向けて、いくつか取り組みを開始したいと考えております。

まず9ページにかながわ県民割の再開がございますので、国際文化観光局の方からよろしくお願いたします。

○（国際文化観光局長）

はい。国際文化観光局でございます。かながわ県民割につきましては前回の会議で、事業者募集を始めますというご報告をいたしました。本日のご報告、資料の一番下の左側の四角で販売開始をご報告いたします。

12月1日12時から販売予約を始めまして、適用期間は1月31日までといたします。なお今回の割引制度設計につきましては右側四角の記載の通りでございます。報告ですので簡単ですが、以上とさせていただきます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。続きまして10ページ11ページにG o T o イート食事券の販売再開に関しまして記載がございますので、産業労働局の方から願いたします。

○（産業労働局長）

この事業は、国の事業でございまして、(受託事業者は) 県の意見を聞きながら事業を進めていくということになっております。これまでの経過でございますが、昨年11月6日に食事券の

販売を開始いたしました。感染者の拡大に伴いまして、同月 25 日から販売を中断しております。

中程の販売利用状況の表をご覧ください。一番左の販売予定金額 A は 250 億円でしたが、その右、販売済み B は、昨年 11 月に販売した額で 125 億円となっています。

そこで、表一番右の未販売となっております残りの 125 億円について、この資料の下の囲みの部分ですが、12 月 1 日から販売を再開することとしております。

米印で記載しておりますが、食事券はマスク飲食実施店に限り、利用可能といたします。また、販売期間は 12 月 24 日まで。利用期間は、来年の 3 月 22 日までです。

1 セット、1 万 2500 円の額面の食事券を 1 万円で販売いたします。コンビニで発行する紙クーポンと line 電子クーポン、この 2 種類をご用意いたします。

下の 11 ページにこの事業の概要を記載しておりますが、時間の関係で、説明は省略させていただきます。Go To イートについては以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。ここです、同じ資料の 6 ページに戻っていただきたいと存じます。ただいまの説明は、本部会議として、社会的要請に関しては、国の対処方針に基づき、こうしていく、或いは社会経済活動の促進に向けて二つの事業をやっていくというご説明でしたけれども、6 ページで、冒頭副本部長からもお話がございました通り、国の方が今後、ワクチン検査パッケージということで二つ、PCR 等の検査無料化、行動制限の緩和について、こういった考え方を打ち出しました。これを説明させていただきます。

まず 1 点目の PCR 等検査無料化につきましては、健康上の理由などでワクチン接種を受けられない方を対象として、ワクチン検査パッケージ等の検査を無料で実施するというものを、年度内に行いますよという考え方が、示されております。これは説明いたしません、基本的対処方針の 19 ページに記載がございます。

また、感染が拡大傾向にある場合には、知事が特措法二十四条九項に基づいて、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて、検査を受けることを要請できることになっております。この場合も検査費用は無料という考えでございます。この実施時期等につきましては、国の方で、様々検討がなされておりますので、その動向を踏まえて、改めてお知らせしていくということでございます。

2 点目、行動制限の緩和につきましては、飲食店やイベント主催者の事業者が、お客さんのワクチン接種歴、または、検査結果の陰性、このいずれかを確認することによって、緊急事態宣言になっても、或いはまん延防止等重点措置にあっても、そこで課される行動制限を緩和していくということでございます。本県は幸い、まだこの二つの状況には陥っておりませんので、直ちにこのワクチン検査パッケージを利用しなきゃいけないんだということではございませんが、その実施時期、店舗を登録というものが必要だよという考えが国から示されておりますので、その手続き手法につきましては、国の動向を踏まえて、改めてお知らせしていくということでご紹介をさせていただきます。

以上が、社会的要請、それから社会経済活動の促進に向けた取り組み、さらには、国の方の今後の検討を踏まえて、本県としても対応していかなければいけないものについてのご説明でございます。

続けさせていただきます。

基本的対処方針の変更ポイントの②の中で、新たなレベル分類ということで分科会の提言を踏まえて、これまでのステージ判断からレベル判断と方向性が変わりました。本県として、これにどのように対応していくのかということについて、新たなレベル分類の導入についてという資料に基づきまして、阿南統括官の方からご説明をお願いいたします。

○（阿南医療危機統括官）

はい。では、画面またはお手元の資料2ページ目のところからご覧ください。

今回出されましたレベル分類の基本的な考え方は今までステージというのは、患者の発生状況というところに軸足があったわけですが、ワクチンの広がり、そういった状況の変化ということで、少し患者数そのものがこの社会に対する圧迫、それに直結するのではないだろうという考え方にに基づきまして、むしろ医療の逼迫状況、そこに軸足を置いて社会の状況を判断し、必要であればブレーキをかける。こういった考え方にシフトした。これが新しいレベル分類の考え方であります。

そういう考え方中で本県では以前から、その病床逼迫度合いということをフェーズという表現で示してきたわけです。入院する患者さんが増えれば増えるほどそのフェーズを挙げて対応する病床を拡大する。これは医療逼迫度合いを代表的な表現として示しているものだというふうに考えられますので、軸足を本県としましてはこのレベル分類というところに置きたいと、レベル分類の考え方をフェーズとリンクさせるというふうにしたいと考えてございます。

フェーズですがこれは今般ずっと、各病院と第5派以降見直し、それから協定の締結のし直しということを進めて参りましたが、この表、グラフにありますように、フェーズ1から4、それぞれの数、1000から2100ということを示させていただいてございます。ここも今回の対処方針の変更事項に入ろうかというふうに思います。

そして最後のところをいわゆる一般医療を強く、この通知等で止めるというものを災害特別フェーズとしてプラス400、それを2500と、これが本県の最大確保できる病床という考え方でございます。この1、2、3、4そして特別なフェーズということはこのレベルに当てはめますと、上のところを見ていただきますと、フェーズ1のところレベル1に相当しています。フェーズ2、3がレベル2に相当しています。そしてフェーズ4及び災害特別フェーズこれがレベル3に相当するということに考えることができます。フェーズの上げ方の考え方ですがこれはもうずっと以前から本県で取ってきた考え方でありまして、予想線を引きまして予想線、これが例えば、現在はフェーズ1でありますので、ちょっと見ていただきますと一番左側の青いところですね、この青いところの85%というのは850床なんですがこの850床に予想線が到達するであろうと思われる交点を探しまして、この交点から3週間さかのぼって、病床を拡大する。この考え方をずっと続けていくという、これでフェーズ上げをするという考え方でありまして。

ここをまずオーソライズしていただいた上で次のページ。全体として先ほど突合せたように、4列目ですかね。4列目及び5列目のところにこのフェーズの数字及びフェーズの上げ方がございますが、これがちょうどレベルに合ってくるということになります。

ちなみにこのレベル1から2に上げるところはもう当然病床確保フェーズが1から2に上がるところであります。レベル2の中にフェーズという病床確保フェーズは2と3が含まれてお

りますので、病床確保フェーズの3から病床確保フェーズ4に上がった時が、レベル3になるという考え方であります。これを一番右側の列で見させていただきますと、この時に具体的に社会全体に対して働きかける、或いは、医療の世界での実施すべき具体的な対応策ということを示してございます。

おそらく、きっちりとこの通りではないかもしれませんが。これは将来の予測の範疇で今やっていますので、現段階での考え方ということでオーソライズしていただければというふうに思いますが、患者数が増えていき病床もたくさん利用されるになった。その時に、フェーズ3のところまで来た場合にはこのまん延防止等重点措置、この辺は打っていく時期であろうと。

そしてフェーズ4の段階までいったらば、これは緊急事態宣言を考慮されるべきところであろうと。その上のところ、まさに一般医療非常に強く抑止する災害特別フェーズ、ここまでいきましたらこれは先ほど説明がありましたワクチン検査パッケージ、これはさすがに止める必要が出てくるのではないかと、こういうようなことを記載させていただきました。

このような考え方の根拠でありますがこれ第5派の時ですけども、この4ページのところのグラフを見ていただきますと、やはり、まん延防止重点措置が打たれたのは、当時のフェーズ3に上がるころ、そして、緊急時宣言はやはりフェーズ4にあがるころで打ち出しています。

やはり感覚的にもそういった病床の逼迫、本県としてはもうこのレベル分類と全く同じ考え方に従前からやってきたというふうに考えておりますので、病床の逼迫度合い、そして、まん延防止等重点措置、そして緊急時宣言、それぞれの発出のタイミングというのはまさに先ほど示したこの表の通りで合致するのではないかとというふうに考えている次第です。私の方から以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。本県でこれまで取り組んできた病床確保フェーズと、新たなレベルの考え方をしっかりすり合わせたいということでございます。

次の資料になりますけれども、抗原検査キットの配布について、未就学児等へ広げていくということの資料がございます。篠原本部室長からよろしく申し上げます。

○（医療危機対策本部室長）

医療機器対策本部室です。

抗原検査キットについてはこれまで県では、ラインパーソナルサポートのアンケート回答者のほか、ワクチン接種対象外の12歳未満の児童がいる世帯について、県内の幼稚園、保育園、小学校、特別支援学校を通じて配布してきました。

一方、同じ12歳未満の児童であっても資料上段に記載の通り、これらに通っていない未就園児や、県外の小学校等の児童については配布対象外でした。

現在、国においてもワクチン未接種者の検査の検査を促進していく中で、本県においても、ワクチン接種対象外の世代の追加アプローチとして、企業・団体からご寄附いただいたキットを活用して、未就園児等への配布を開始します。

資料中段に記載の通り、本日、対策本部会議終了後から、未就園児や県外小学校等の児童のいる世帯への優先配布の募集を開始し、先着順で約8万世帯に配布します。

12月17日現在時点で、まだ在庫があれば、一般県民の方々への配布を再開し、ご寄付いただいたキットを余すことなく、有効に活用していきたいと考えています。説明は以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。医療面につきましても、抗原検査キットの配布をさらに広げていくという考え方でございます。

以上が本日の本部会議の大きな内容でございます。そのあとに、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針というものがございます。

ただいまご説明した内容を今後ご承認いただければですね、この対処方針に沿って対応していきたいということで今までの間、説明された考え方を溶け込ませた資料でございます。

なお、本県としてこういう方向で固めていきたい、或いは県の対処方針をこういうふうにしたいということにつきましては、国の事前協議が必要になりますが、

すでに事前協議を整えておりました、国として特にこの本部会議の案については、異議ありませんということをお願いしておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、資料について、時間の関係で一括してご説明をさせていただきましたが、この内容につきましてご質問、意見交換とさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○（副本部長（小坂橋副知事））

ちょっと確認をさせてください。多分時間の関係で省略なされたと思うんですけども、今回ワクチン検査パッケージっていうのは、適用されないということです。ただ、世の中の的には全国的に神奈川も含めて、ワクチン検査パッケージの実証実験というのは行われていたわけで、今回適用されませんがせつかくですね13ページ14ページ15ページのところで、仮にワクチン検査パッケージはどういう場面で機能するのかってことで、簡単で結構ですね若干だけ補足していただけますでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、わかりました。ワクチン検査パッケージにつきましては、私の説明の中でも、今後感染が拡大して、まん延防止等重点措置、或いは緊急事態宣言になったときに、ワクチン検査パッケージを確認すれば、イベントの収容率、或いは飲食店での制限、これは緩和するよという内容でございます。

13ページの飲食を例にとってご説明をさせていただきます。飲食の13ページの右側、緩和の内容に縦にですね、ブルーで、ただしワクチン検査パッケージ制度の適用により人数上限なしと書いてございます。これをちょっと念頭に置いてご説明させていただきます。

今後、本県で感染拡大の傾向が見られる場合には、表側の下記以外の地区域の…のところに該当が入って参ります。知事の判断によって、感染が上がってきたなということであればですね、以下を基本として要請ということになります。認証店については、つまり本県で言うマスク飲食実施店につきましては、時短の要請はない、酒の提供はOKということで変わりませんが、非認証店については、20時までの時短要請、酒類は提供していいけれども20時までの事態要請をお願いしますと。また、5人以上、人数の多い会食回避これというのを要請、呼びかけして参ります。ただし、ということでございますのでこの5人以上の会食回避を要請呼びかけというところ

は、例えば認証店であってもかかるわけですが、認証店について、ワクチン検査パッケージをうちは、我が店舗は適用しますよ、お客さんが来たときに、接種証明見せてください、或いは陰性証明を見せてくださいということであれば、5人以上の会食も大丈夫ですよと、そういう解釈になります。同じように、まん延防止等重点措置が適用された場合は、認証店についても、時短要請なし、酒類提供可とするか、または9時まで時短要請、酒類提供可という選択制になりますが、ここでもワクチン検査パッケージを適用すれば、人数上限についてはありませんよ。ただ時間は①②、このどちらかに従ってくださいということで、主にワクチン検査パッケージの適用によって人数制限が緩和されると、そういうご理解をいただくのがよろしいかと思えます。

14ページのイベントにつきましても同様でございます。14ページご覧ください。

例えば、人数上限のところ、重点緊急というのがあります。まん延防止等重点措置区域になった場合は、感染防止安全計画を作っている、上限2万人。緊急事態宣言では作っている、1万人になりますが、ワクチン検査パッケージを適用することによって、収容定員まで追加できますよ、満杯にできますよということでございますので、やはりここでも人数の緩和というのが打ち出されています。総じて申し上げますと、ワクチン検査パッケージ、今後感染が拡大してきたときに機能するものでございますので、これから準備を進めて参りますが、その効果というのは、主に人数制限を緩和しますよということで、時間には影響がないということでございます。以上です。

○（副本部長（首藤副知事））

新たなレベル分類、阿南統括官から説明あった方レベル分類の3ページ目なんですけども、その中でレベルが0から4まであって避けたいレベル、レベル4というのが設定をされています。

これはある種も一般医療を大きくその制限しても、このように対応できないということで、もう医療提供体制としては極めて厳しい状況であると。おそらくそうすると、そのコロナ医療の対応と、それから救急なんかでも、心筋梗塞、脳卒中といった、或いは他交通事故のような、極めて深刻な生命の危険を伴う疾病間とのリソーシアルールケーションという極めて厳しい議論しないといけないと思っています。そういう中でこれは極めて重要な生命倫理的な議論にもなり、これまで、例えば臓器移植とか生殖医療といった、その生命倫理的極めて重要な話は、これ地方分権という話なく国家として統一的な議論をして、その中で求められればもちろん意見は言いますが、これを分権して議論するって話じゃないと思うので、そういった極めて重要なその生命倫理的な議論は、国家が中心に公式非公式を問わず、議論を進めようとしているという理解でよろしいでしょうか。

○（阿南医療危機統括官）

はい。おっしゃる通りでありまして、これは排出するこのレベル分類の発出前にも議論は様々にされています。レベル4というのがあるというふうには考えない方がいい世界だということが前提です。本県としましてもこの今日示させていただいた考え方、極力レベル2でUターンさせたい。悪くてもレベル3で何としても、戻さなければいけない。もう極端な話言いますと、レベル4というのは書かない方がいいんじゃないかというぐらいの概念を私たちは共有しておく、そういうことだと思います。その世界に入ってしまうとこれは、ある種、今おっし



やられたように、ちょっと想像がつかない世界なんですね。我々の今までの物の考え方では対処できないかなり踏み込んだ議論の中で何を優先するのかと、非常に大きな大局的な視点で議論して決定しなければいけないことですので、これはもう当然国レベルで大きな方針を打ち出す、その世界に入るんだらうということで考えております。

○（副本部長（武井副知事））

はい。ちょっと私も1点確認です。今イベントのですね緩和についての話があったんですが、今月25日からですね、イベントについては緩和をしますということであります。ただ、その前提としてはですね、感染防止の安全計画を策定するという条件になってるんですが、この安全計画というのは事業者が策定すればいいのかですね、或いはその内容についてですね、どこか確認なり認証なりが必要なのか。25日からということは25日以降のイベントもですね、今、その安全計画を出していけばですね、25日から25日の開催のイベントからですね、この緩和が適用されるのか。細かいですね、手続きについて、説明を補足でお願いします。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。安全計画につきましては、11月25日から適用されるということですが、これはイベントの開催の2週間前までに提出をいただければいいと、どこに提出するかというと、県になります。このフォーマットにつきましては、国がフォーマットを示しておりまして、その内容というのは、このイベントに関してこういう感染防止対策を徹底していきますよ。これが安全計画ですよというものを事業者が作って、イベント開始の2週間前までに県に提出する。県は内容を確認して、これは確かにしっかり感染防止対策できていますねと、いうことを確認すれば、それが登録されたことになりましてイベントを収容定員いっぱいまで開催してOKということになります。そうすると、11月25日から2週間後ということになりますと12月9日になります。

12月9日以降のイベントは、安全計画を出していただく。では12月9日までにイベントを予定しているところはどうかということにつきましては、今まで1000人以上のイベントについては県に事前相談をいただいています。12月9日までに、1000人を超える大きなイベントについては、すでに県が事前相談を受けておりますので、その部分については安全計画を出さなくても、事前相談で対応して良いよという考えが、国から出されております。従いましてこの本部会議終わりまして、11月25日までに、今後、5000人以上のイベントを計画している事業者の皆さん、別添のフォーマットに沿って、安全計画を作っていただいて、県の所管部局に提出してくださいというような周知は今後ホームページに記載していきたいと考えています。以上です。

○（副本部長（武井副知事））

はい、了解しました。

○（本部長（知事））

今日いろいろ示された新たな方針けれども、これは1都3県で全部そろっているのか、違うところなのか、そのあたりどうですか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。1都3県では、事務レベルで様々調整をさせていただいております。今日、本部会議を行うところ、本県がおそらく一番早いかと思えますけれども、本県の考え方につきましても、東京、千葉、埼玉にこういう考え方だよということを事務レベルでは情報共有させていただいています。他県につきましても、神奈川さんの考えはよくわかりましたと。大体同じですよということ。事務レベルでの意思疎通は共有されておりますので、他県と大きく異なるような対応にはならない、他県1都3県で大きく異なるような対応にはならないと考えております。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本部長にお伺いいたします。国の基本的対処方針の変更に伴って、今後の県の取り組みについてただいまご説明した内容で取り組んでいくこと。さらには、新たなレベル分類について、本県が従来とらえていた病床確保フェーズと合わせて整理をしていくこと。さらには、県の対処方針についてですね、この考え方を溶けこませて、すでに事前協議済みですが、このような内容で進めていくことについて、

一括してご承認いただけますでしょうか。

○（本部長（知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。それでは早速、本日からですね、一部イベントを除いて、本日からこの考え方で適用をさせていただきたいと思っておりますので、すぐにくらし安全防災局の方から、関係団体への周知のフォーマット、ご提供いたしますので、本日中に、関係団体にお知らせいただければと存じます。

本日の議論は以上でございますので、最後に、本日の議論を踏まえて、本部長から、県民、事業者の皆様メッセージをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○（本部長（知事））

はい、それでは知事メッセージを発出いたします。

県民、事業者の皆さんによる基本的な感染防止対策の徹底のおかげで、新型コロナウイルスの感染は落ち着いた状況が続いています。この間の皆さんのご協力に改めて深く感謝いたします。

こうした中、国は基本的対処方針を変更し、飲食店やイベントの人数制限を緩和することとしました。また、新たにワクチン検査パッケージを活用することで、今後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された状況でも、人数制限等を行わないことにしました。

これを受け、本県では飲食店に対して、1組4人または同居家族2時間を目安としてきたお願いは、本日から解除いたします。

5000人を超えるイベントについては、事業者が感染防止安全計画を作成し、県が確認することで、人数上限を収容定員まで緩和します。感染防止安全計画については、11月25日から受け付けを開始します。

また県では、県民限定で、県内旅行の割引を行うかながわ県民割と、国の事業であるG o T o

イート食事券の販売を12月1日から再開することにいたしました。

さらに国が打ち出した新たな経済対策にもしっかりと対応し、経済のエンジンをまわして参ります。

このように制限を緩和し、社会経済活動を促進していく中で、感染の再拡大を招かないためには、県民、事業者の皆さんが、基本的な感染防止対策を引き続き徹底することが何より大切です。

新型コロナウイルスは消滅したわけではありません。もうすぐ年末年始を迎える時期ですが、混雑した場所や感染リスクの高い場所は避けるなど、ウイルスは身近にあるという意識を強く持って、みんなで、M、マスク、A、アルコール消毒、S、遮へいとショートタイム、K、距離と換気、冬は加湿、この基本的な感染防止策を継続して参りましょう。

私からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。それではこれもちまして、本日の本部会議終了させていただきます。ありがとうございました。